

妊婦の皆様へ

RS ウイルスワクチン予防接種

～予防接種に欠かせない情報です。接種の前に必ずお読みください～

1 定期接種の対象期間

接種日現在、妊娠28週0日から36週6日の方

※接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立されていないため妊娠38週6日までに妊娠終了を予定している場合は接種医にご相談ください。

2 定期接種の対象ワクチン

RSウイルス母子免疫ワクチン アブリスボ(筋注用)

3 RSウイルス感染症とRSウイルスワクチンの効果

RSウイルスに感染することによっておこる呼吸器の感染症です。赤ちゃんのウイルス性による風邪の主な原因のひとつで、ほぼすべてのこどもが2歳までに感染するとされています。

RSウイルス感染症は、4～5日間の潜伏期間の後発熱・鼻水などの上気道炎の症状がみられるようになります。

約70%の乳幼児では、発熱・鼻水などの上気道炎の症状が数日続いた後快方に向かうと報告されています。



しかし生後6か月未満で感染すると重症化する可能性があります。特に、はじめてRSウイルスに感染した赤ちゃんや、小さく生まれた赤ちゃん(早産・低出生体重児)、心臓・肺に基礎疾患・免疫不全やダウン症のあるお子さんは注意が必要です。

RSウイルス感染による赤ちゃんの入院では、RSウイルスのリスク因子を持たない場合も多く、入院発生数は生後2か月時点でピークとなるため、生後早期からの対策が必要です。

赤ちゃんが生まれる前に妊婦がRSウイルスワクチンを接種することで、母体で作られた抗体がお腹の中にいる赤ちゃんに胎盤を通じて移動し、まだ免疫力の低い生まれてくる赤ちゃんをRSウイルスから守ります。

参照

1)アブリスボ添付文書

2)ファイザー株式会社:生まれてくる赤ちゃんのために(2025年7月作成)

3)ファイザー株式会社:RSウイルス感染症のこと、知っていますか?(2025年6月作成)

4 RSウイルスワクチンのリスク

接種部位の痛みや腫れ、赤みや頭痛を伴うことがあります。

重い副反応としてはまれに呼吸困難、じんましん等(アナフィラキシー)が起こることがあります。

5 接種場所

RS予防接種実施医療機関で接種してください。

対象の医療機関は、区ホームページを確認してください。

※大田区以外の22区の医療機関でも接種できる場合がありますので、直接、当該区か医療機関にお問い合わせください。

裏面もお読みください

6 接種費用

同封の予診票を使用し、定期接種対象期間内に接種を受けたときは無料です。
ただし、実施医療機関以外での接種は有料となりますのでご注意ください。

7 接種する際の持ち物

母子健康手帳、予診票

8 予防接種の注意事項 *必ずお読みください

<予防接種を受けられない方>

- ① 明らかに発熱している方(37.5℃以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある方
- ④ その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断した方

<予防接種前に医師と相談しなければならない方>

- ① 血小板減少症、凝固障害を有する方、抗凝固療法を施行している方
- ② 本剤の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方
- ③ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- ④ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ⑤ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑥ 過去に痙攣の既往のある方
- ⑦ 腎機能障害、肝機能障害を有する方
- ⑧ 授乳婦の方
- ⑨ 妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師に判断された方や、今までに妊娠高血圧症候群と診断された方

<接種後の注意事項>

- ① 痛みや緊張等によって接種後に一時的に失神や立ちくらみ等が生じることがあります。
接種後、一定時間は安静にして様子を見てください。
- ② 接種を受けた日は、過激な運動は避け、接種部位を清潔に保ちましょう。
- ③ 接種後に体調の変化があった場合、接種を受けた医師にご相談ください。

9 他のワクチンとの接種間隔

医師が必要と認めた場合には、生ワクチンを除き他のワクチンと同時に接種可能です。

<併用に注意が必要なワクチン>

百日せき菌の防御抗原を含有するワクチン

百日せき菌の防御抗原を含有するワクチンの単独接種と比べて本剤との同時接種で百日せき菌の防御抗原に対する免疫応答が低下するとの報告があります。

10 強い副反応が生じた場合（予防接種健康被害救済制度）

医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残るなどの副反応が生じた場合、その副反応が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、健康被害救済(医療費・障害年金等)の給付対象となります。なお、接種した妊婦本人と生まれたお子さんの両方に適用されます。

11 実施医療機関について *里帰り等により23区外で接種される方は別途申請が必要です

大田区を含む23区内の実施医療機関であればお手元の予診票で接種が可能です。

23区外または23区内の実施医療機関以外での接種をご希望の方は、接種前に住所を管轄する地域健康課へ予防接種依頼書の電子申請が必要です。